

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 藤 原 秀 博 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 渡 部 豊

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 5 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 出納室
消防本部
総務課、予防課、警防課

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員等

監査の期間	監査を実施した監査委員等
令和 6 年 1 月 5 日～令和 6 年 2 月 20 日	木 原 盛 展・平 田 秀 夫
令和 6 年 2 月 20 日～令和 6 年 3 月 25 日	木 原 盛 展・渡 部 豊

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 4 年度における出納室及び消防本部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課等の事務分掌、指摘事項等については次のとおりである。

出 納 室

【事務分掌】

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)及び有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- (2) 資金の運用に関すること。
- (3) 小切手の振出しに関すること。
- (4) 現金の記録管理に関すること。
- (5) 出納に関する諸証書の保管に関すること。
- (6) 出納員及び分任出納員の事務取扱いに関すること。
- (7) 支出負担行為の確認に関すること。
- (8) 支出命令の審査に関すること。
- (9) 決算の調製に関すること。
- (10) 指定納付受託者の指定に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 時間外勤務手当について、システムへの勤務時間入力誤りにより、手当の支給額に誤り(過払いと過少払いの両方)があったので、適切に対応するようにされたい。
また、他課からの要請を受けて対応した他課の業務に係る時間外勤務手当について、本来は要請した課で予算対応すべきところ、出納室の予算で執行していたので、今後は業務を要請した課の予算で対応するようにされたい。

消 防 本 部 総 務 課

【事務分掌】

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 組織及び企画に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程に関する事。
- (4) 文書の収受及び発送に関する事。
- (5) 儀式及び消防表彰に関する事。
- (6) 消防統計に関する事。
- (7) 職員の服務に関する事。
- (8) 職員の階級に関する事。
- (9) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (10) 職員の研修及び教養に関する事。
- (11) 職員の被服貸与品の支給に関する事。
- (12) 職員の安全衛生管理に関する事。
- (13) 職員の福利厚生に関する事。
- (14) 職員の公務災害に関する事。
- (15) 消防職員委員会に関する事。
- (16) 消防施設の維持管理に関する事。
- (17) 財産の取得及び処分の手続並びに管理に関する事。
- (18) 予算及び決算の調整に関する事。
- (19) 消防手数料の徴収に関する事。
- (20) 消防団の組織及び施設の整備に関する事。
- (21) その他消防団事務に関する事。
- (22) 関係諸機関との連絡調整に関する事。
- (23) 職員のハラスメント対策に関する事。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 行政財産目的外使用許可手続きにおいて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。
- 2 公文書の開示において、非開示の対象とするべきものを開示としているものが見受けられたため、今治市情報公開条例等に基づき適正に事務処理されたい。
- 3 週休日に勤務した場合の振替が取得できていないものが見受けられたため、労務管理を適

正に行われたい。

- 4 旅費の概算払および使用料の資金前渡のそれぞれ戻入精算において、精算事務が大幅に遅延しているものが見受けられたので、今治市会計規則に定められた期限を遵守されたい。

(意見)

- 1 国が推進する消防広域化の手法の一つとして、消防の連携・協力が示されており、県内他地域においても通信指令業務の共同運用が開始予定となっている。本市においても地理的な問題等もあると思われるが、連携・協力についての方向性も含め取り組みを進められたい。
- 2 令和4年度に消防職員によるハラスメント事案が発生し、市民の信頼を大きく失墜するとともに職場環境に大きな混乱を招いた。ハラスメントを防止し、より良い職場づくりのため、職員自ら職場環境の改善を行うとともに、市民からの信頼回復や、より良い環境づくりを目指した組織改革の推進を図られたい。
- 3 消防団管理システムの改修により報酬等が各個人に支給されるようになったが、各消防団が任意に徴収している預り金は残っていると思われるので、通帳と印鑑は準公金と同様にそれぞれ別人が管理することを各消防団に繰り返し指導されたい。

消 防 本 部 予 防 課

【事務分掌】

- (1) 火災予防の指導及び広報広聴に関すること。
- (2) 防火管理者及び自衛消防隊の育成指導に関すること。
- (3) 危険物製造所等の許可、認可及び検査並びに取締りに関すること。
- (4) 石油コンビナート等災害防止法に基づく届出等に関すること。
- (5) 建築許可等の消防同意事務に関すること。
- (6) 予防査察の総括に関すること。
- (7) 防火対象物の消防用設備等に関すること。
- (8) 防火対象物関係の台帳の整理保管に関すること。
- (9) 火災予防条例に関すること。
- (10) 消防法第9条の3に基づく届出に関すること。
- (11) 住宅防火に関すること。
- (12) 高圧ガス保安法に基づく消費者に対する立入検査に関すること。
- (13) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス施設工事の届出に関すること。
- (14) 火薬類取締法に関すること。
- (15) その他予防業務に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 平成23年に住宅用火災警報器の設置が義務付けされているが、設置率は約7割にとどまっている。未設置住宅への設置向上と、設置から10年以上経過時の取り換えについて周知に努められたい。

消 防 本 部 警 防 課

【事務分掌】

- (1) 火災調査事務に関する事。
- (2) 火災原因調査技術の研修及び指導に関する事。
- (3) 消防装備の維持管理に関する事。
- (4) 救急事務に関する事。
- (5) 救助事務に関する事。
- (6) メディカルコントロール体制推進事務に関する事。
- (7) 応急手当普及啓発事務に関する事。
- (8) 応援協定に関する事。
- (9) 緊急消防援助隊事務に関する事。
- (10) 消防水利に関する事。
- (11) 排出油防除計画に関する事。
- (12) 警防計画の策定に関する事。
- (13) 今治市消防団今治方面隊事務に関する事。
- (14) 特殊災害(NBC 災害を含む。)事務に関する事。
- (15) 火災、救急及び救助の統計に関する事。
- (16) 通信指令事務に関する事。
- (17) 消防通信に関する事。
- (18) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (19) 気象観測及び気象情報に関する事。
- (20) 通信指令設備の整備及び維持管理に関する事。
- (21) 消防用無線設備の整備及び維持管理に関する事。
- (22) その他警防及び通信事務に関する事。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 車両の耐用年数は、その年数を越えたことによって直ちに安全性に支障が出るものではない。しかし、消防本部で取り扱う車両は消火活動や救命活動に使用される車両であり、老朽化等が原因で業務に支障が出た場合の影響は甚大である。

耐用年数が経過するごとに車両を更新することは困難であるかもしれないが、活動に支障が出ないよう、車両の実情に応じて可能であれば更新することを検討されたい。